

事 務 連 絡  
平成26年3月31日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

## 消 防 庁 予 防 課

### 基準の特例を適用した検定対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成24年1月から平成25年12月までに下記の6品目63型式が検定対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例の適用を受け、消防法第21条の9の規定に基づく表示が付され、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。基準の特例を適用した検定対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークを見やすい箇所に容易に消えないように表示することとしています。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 泡消火薬剤（消防法施行令（以下「令」という。）第37条第3号）関係① （主な特例事項：粘度）

##### （1）基準の特例適用品

ア 申請者 深田工業株式会社  
イ 種 別 泡消火薬剤  
ウ 型 式 水成膜泡 3%（-5℃～+30℃）  
エ 型式番号 泡第24～1号  
オ 型式承認日 平成24年1月20日

##### （2）概要

ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 平常において高粘度であるが、かくはん、加圧及び吸引等により急激に粘度が低下し、使用が可能になる泡消火薬剤である。

#### 2 泡消火薬剤（令第37条第3号）関係② （主な特例事項：使用濃度、発泡性能及び消火試験（適応火災））

##### （1）基準の特例適用品

ア 泡消火薬剤  
（ア）申請者 第一化成産業株式会社

(イ) 種 別 泡消火薬剤  
(ウ) 型 式 合成界面活性剤泡 (A火災用泡消火薬剤)  
1% (-10℃~+30℃)  
(エ) 型 式 番 号 泡第24~4号  
(オ) 型 式 承 認 日 平成24年3月19日

イ 泡消火薬剤

(ア) 申 請 者 ニッタン株式会社  
(イ) 種 別 泡消火薬剤  
(ウ) 型 式 合成界面活性剤泡 (A火災用泡消火薬剤)  
1% (-10℃~+30℃)  
(エ) 型 式 番 号 泡第24~5号  
(オ) 型 式 承 認 日 平成24年6月21日

ウ 泡消火薬剤

(ア) 申 請 者 深田工業株式会社  
(イ) 種 別 泡消火薬剤  
(ウ) 型 式 合成界面活性剤泡 (A火災用泡消火薬剤)  
1% (-10℃~+30℃)  
(エ) 型 式 番 号 泡第24~6号  
(オ) 型 式 承 認 日 平成24年6月22日

エ 泡消火薬剤

(ア) 申 請 者 日本ドライケミカル株式会社  
(イ) 種 別 泡消火薬剤  
(ウ) 型 式 合成界面活性剤泡 (A火災用泡消火薬剤)  
1% (-10℃~+30℃)  
(エ) 型 式 番 号 泡第24~7号  
(オ) 型 式 承 認 日 平成24年7月2日

オ 泡消火薬剤

(ア) 申 請 者 株式会社モリタ  
(イ) 種 別 泡消火薬剤  
(ウ) 型 式 合成界面活性剤泡 (A火災用泡消火薬剤)  
1% (-10℃~+30℃)  
(エ) 型 式 番 号 泡第24~10号  
(オ) 型 式 承 認 日 平成24年9月3日

(2) 概要

- ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和50年自治省令第26号)第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものであり、B火災に対する適応性については確認されていないものである。
- ウ 泡消火薬剤に水を加え、1容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

3 泡消火薬剤(令第37条第3号) 関係③

(主な特例事項: 使用濃度、発泡性能及び消火試験(適応火災))

(1) 基準の特例適用品

ア 申請者 株式会社モリタ  
イ 種 別 泡消火薬剤  
ウ 型 式 合成界面活性剤泡（A火災用泡消火薬剤）  
0.5%（-10℃～+30℃）  
エ 型式番号 泡第25～3号  
オ 型式承認日 平成25年9月17日

(2) 概要

ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものであり、B火災に対する適応性については確認されていないものである。  
ウ 泡消火薬剤に水を加え、0.5容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

4 泡消火薬剤（令第37条第3号）関係④

（主な特例事項：使用濃度、発泡性能及び消火試験）

(1) 基準の特例適用品

ア 申請者 DIC株式会社  
イ 種 別 泡消火薬剤  
ウ 型 式 水成膜泡消火薬剤 5%（高発泡対応式）（-10℃～+30℃）  
エ 型式番号 泡第25～1号  
オ 型式承認日 平成25年4月11日

(2) 概要

ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 高発泡で消火性能をもつ水成膜泡消火薬剤であって、泡消火薬剤に水（海水を含む。）を加え、5容量パーセントの濃度にして使用されるものである。

5 泡消火薬剤（令第37条第3号）関係⑤

（主な特例事項：使用濃度）

(1) 基準の特例適用品

ア 申請者 ニッタン株式会社  
イ 種 別 泡消火薬剤  
ウ 型 式 水成膜泡 1.5%（-10℃～+30℃）  
エ 型式番号 泡第25～2号  
オ 型式承認日 平成25年7月9日

(2) 概要

ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 泡消火薬剤に淡水を加え、1.5容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

## 6 消防用ホース（令第37条第4号）関係①

（主な特例事項：呼称、試験圧力）

### （1）基準の特例適用品

ア 申請者 帝国繊維株式会社

イ 種別 消防用ホース

ウ 型式 使用圧1.4、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称200  
（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）

エ 型式番号 コ第19～3～1号

オ 型式承認日 平成24年6月25日

### （2）概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年自治省令第27号）第54条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が200のもので、ジャケットの内面及び外面が合成樹脂のものである。

ウ ポンプから大容量泡放水砲等に大量の水等を送水することができるもので、大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものであり、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わらないことを前提に、ホースの耐圧試験圧力を低減しているものである。

## 7 消防用ホース（令第37条第4号）関係②

（主な特例事項：呼称）

### （1）基準の特例適用品

ア 申請者 帝国繊維株式会社

イ 種別 消防用ホース

ウ 型式 使用圧1.6、保形（合成樹脂内張り）、呼称35  
（ポリエステル・ポリエステルモノフィラメント綾織、円織）

エ 型式番号 ホ第24～4号

オ 型式承認日 平成24年8月30日

### （2）概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年自治省令第27号）第54条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 屋内消火栓設備のうち易操作性1号消火栓に用いられる消防用保形ホースであって、ホースの摩擦損失を軽減するために呼称を大きくしたものである。

## 8 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（令第37条第6号）関係①

（主な特例事項：構造）

### （1）基準の特例適用品

ア 差込式結合金具（クイックⅡ型）

（ア）申請者 櫻護謨株式会社

（イ）種別 差込式結合金具（クイックⅡ型）

（ウ）型式 呼称65

（エ）型式番号 差第24～9号

（オ）型式承認日 平成24年7月3日

イ 差込式結合金具（クイックⅡ型）

（ア）申請者 櫻護謨株式会社

(イ) 種 別 差込式結合金具 (クイックⅡ型)

(ウ) 型 式 呼称75

(エ) 型 式 番 号 差第24～15号

(オ) 型式承認日 平成24年12月18日

(2) 概要

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成4年自治省令第2号) 第21条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式の結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

9 消防用ホースに使用する差込式の結合金具 (令第37条第6号) 関係②

(主な特例事項: 構造)

(1) 基準の特例適用品

ア 申請者 帝国繊維株式会社

イ 種 別 差込式結合金具

ウ 型 式 呼称150 (ツイスト型)

エ 型 式 番 号 差第24～14号

オ 型式承認日 平成24年11月1日

(2) 概要

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成4年自治省令第2号) 第21条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にひねりながら着脱する方式の結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

10 消防用ホースに使用する差込式の結合金具 (令第37条第6号) 関係③

(主な特例事項: 構造、呼称)

(1) 基準の特例適用品

ア 申請者 ヨネ株式会社

イ 種 別 差込式結合金具

ウ 型 式 呼称300 (大量送水用Jストーズ型)

エ 型 式 番 号 差第19～17～1号

オ 型式承認日 平成25年11月29日

(2) 概要

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成4年自治省令第2号) 第21条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にひねりながら着脱する方式の結合金具である。

- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 接続できる消防用ホースは使用圧1.4以下の大容量泡放水砲用ホースである。
- オ 大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものである。
- カ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

### 1.1 消防用吸管に使用するねじ式の結合金具（令第37条第6号）関係① （主な特例事項：構造）

#### （1）基準の特例適用品

- ア 申請者 櫻護謨株式会社
- イ 種別 ねじ式結合金具（吸管用クイック型）
- ウ 型式 呼称65
- エ 型式番号 ね第19～9～1号
- オ 型式承認日 平成25年2月14日

#### （2）概要

- ア 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）第25条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式の結合金具である。
- ウ 受け口と差し口の区別が無いため、消防用吸管の接続作業が容易に行えるものである。
- エ 消防隊の消火活動上において使用するものである。
- オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

### 1.2 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第37条第6号）関係② （主な特例事項：使用圧）

#### （1）基準の特例適用品

- ア 申請者 株式会社横井製作所
- イ 種別 ねじ式結合金具
- ウ 型式 受け口 呼称30
- エ 型式番号 ね第18～3～1号
- オ 型式承認日 平成25年9月4日

#### （2）概要

- ア 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）第25条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 呼称30で使用圧2.0の消防用ホースが基準の特例適用品として販売等に供されることになったことを受け、従来より高い水圧に対応できるように使用圧を高めたものである。

### 1.3 火災報知設備の感知器（令第37条第7号） （主な特例事項：感度）

#### （1）基準の特例適用品

- ア 光電式スポット型感知器（熱対応式及び試験機能付）  
（ア）申請者 パナソニック株式会社

(イ) 種 別 光電式スポット型感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ウ) 型 式 2種 (28V、5mA) ・非蓄積型  
非防水型、普通型、再用型、散乱光式

(エ) 型 式 番 号 感第24～21号

(オ) 型式承認日 平成24年3月5日

イ 光電式スポット型感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ア) 申 請 者 パナソニック株式会社

(イ) 種 別 光電式スポット型感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ウ) 型 式 2種 (28V、5mA) ・非蓄積型  
非防水型、普通型、再用型、散乱光式

(エ) 型 式 番 号 感第24～23号

(オ) 型式承認日 平成24年3月5日

ウ 光電式スポット型感知器 (熱対応式)

(ア) 申 請 者 パナソニック株式会社

(イ) 種 別 光電式スポット型感知器 (熱対応式)

(ウ) 型 式 2種 (24V、70mA) ・非蓄積型  
非防水型、普通型、再用型、散乱光式

(エ) 型 式 番 号 感第24～46号

(オ) 型式承認日 平成24年9月3日

エ 光電アナログ式スポット式感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ア) 申 請 者 パナソニック株式会社

(イ) 種 別 光電アナログ式スポット式感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ウ) 型 式 (28V、5mA) ・公称感知濃度2.6%/m～17%/m  
非防水型、普通型、再用型、散乱光式

(エ) 型 式 番 号 感第24～22号

(オ) 型式承認日 平成24年3月5日

オ 光電アナログ式スポット式感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ア) 申 請 者 パナソニック株式会社

(イ) 種 別 光電アナログ式スポット式感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ウ) 型 式 (28V、5mA) ・公称感知濃度2.6%/m～17%/m  
非防水型、普通型、再用型、散乱光式

(エ) 型 式 番 号 感第24～24号

(オ) 型式承認日 平成24年3月5日

カ 光電アナログ式スポット式感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ア) 申 請 者 沖電気防災株式会社

(イ) 種 別 光電アナログ式スポット式感知器 (熱対応式及び試験機能付)

(ウ) 型 式 (28V、5mA) ・公称感知濃度2.6%/m～17%/m  
非防水型、普通型、再用型、散乱光式

(エ) 型 式 番 号 感第24～44号

(オ) 型式承認日 平成24年8月30日

## (2) 概要

ア 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第17号) 第44条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 感知器において、周囲の温度を感知し、当該周囲の温度の上昇に応じて、煙感度を変化させる（周囲の温度が上昇すると、煙感度を低くして火災感度を高める）機能を有するものである。

ウ 火災の早期発見及び感知器の誤作動を防ぐものである。

### (3) 設置及び点検上の留意事項

光電式スポット型感知器（熱対応式）及び光電アナログ式スポット型感知器（熱対応式）を設置及び維持する場合にあっては、消防法施行規則第23条、第24条及び第24条の2の規定によること。なお、当該感知器は、周囲温度の上昇より煙感度を高める機能を有していることから、当該感知器を設置する場合、天井面から40cm以下に設置することが望ましいこと。

## 1.4 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係① （主な特例事項：放水量、散水分布）

### (1) 基準の特例適用品

ア 申請者 千住スプリンクラー株式会社  
イ 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用）  
ウ 型式 1種可溶片型C72（標準r2.6、下向き）  
エ 型式番号 ス第24～17号  
オ 型式承認日 平成24年7月23日

### (2) 概要

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 住宅用専用として使用され、閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能を高感度に設定し、有効散水半径を2.6メートルとするものである。  
ウ 最低使用圧力が0.05メガパスカルにおいて30l/minを確保したものである。

## 1.5 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係② （主な特例事項：散水分布）

### (1) 基準の特例適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド  
（ア）申請者 アイエススプリンクラー株式会社  
（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド  
（ウ）型式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）  
（エ）型式番号 ス第24～11号  
（オ）型式承認日 平成24年4月23日  
イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド  
（ア）申請者 アイエススプリンクラー株式会社  
（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド  
（ウ）型式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）  
（エ）型式番号 ス第24～12号  
（オ）型式承認日 平成24年4月23日  
ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド  
（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社



- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型 式 番 号 ス第24~18号
- (オ) 型式承認日 平成24年10月11日

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申 請 者 日本ドライケミカル株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型 式 番 号 ス第24~19号
- (オ) 型式承認日 平成24年11月30日

オ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申 請 者 日本ドライケミカル株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型 式 番 号 ス第24~20号
- (オ) 型式承認日 平成24年11月30日

カ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申 請 者 株式会社宮本工業所
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型 式 番 号 ス第24~21号
- (オ) 型式承認日 平成24年11月30日

キ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申 請 者 株式会社宮本工業所
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型 式 番 号 ス第24~22号
- (オ) 型式承認日 平成24年11月30日

ク 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申 請 者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型 式 番 号 ス第24~23号
- (オ) 型式承認日 平成24年11月27日

ケ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申 請 者 能美防災株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型 式 番 号 ス第24~24号
- (オ) 型式承認日 平成24年12月18日

コ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 バルブ型C68、呼称15 (標準r2.8、上向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第24～25号

(オ) 型 式 承 認 日 平成24年12月18日

サ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 バルブ型C93、呼称15 (標準r2.8、上向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第24～26号

(オ) 型 式 承 認 日 平成24年12月18日

シ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 能美防災株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第25～1号

(オ) 型 式 承 認 日 平成25年1月30日

ス 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第25～2号

(オ) 型 式 承 認 日 平成25年4月12日

セ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第25～3号

(オ) 型 式 承 認 日 平成25年4月12日

ソ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 株式会社建設工業社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第25～10号

(オ) 型 式 承 認 日 平成25年4月12日

タ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 株式会社建設工業社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型 式 番 号 ス第25～11号

(オ) 型 式 承 認 日 平成25年4月12日

チ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申 請 者 ニッタン株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～17号

(オ) 型式承認日 平成25年4月17日

ツ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 ニッタン株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～18号

(オ) 型式承認日 平成25年4月17日

テ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 株式会社初田製作所

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～25号

(オ) 型式承認日 平成25年5月7日

ト 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 株式会社初田製作所

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～26号

(オ) 型式承認日 平成25年5月7日

ナ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 日本ドライケミカル株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～33号

(オ) 型式承認日 平成25年5月7日

ニ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 日本ドライケミカル株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～34号

(オ) 型式承認日 平成25年5月7日

ヌ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 宮田工業株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～41号

(オ) 型式承認日 平成25年5月22日

ネ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 宮田工業株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～42号

(オ) 型式承認日 平成25年5月22日

ノ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 ホーチキ株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～58号

(オ) 型式承認日 平成25年10月25日

ハ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 ホーチキ株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C98、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～59号

(オ) 型式承認日 平成25年10月25日

ヒ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 能美防災株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～60号

(オ) 型式承認日 平成25年12月25日

フ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 能美防災株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r3.25、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～61号

(オ) 型式承認日 平成25年12月25日

ヘ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 能美防災株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C138、呼称15 (標準r3.25、下向き)

(エ) 型式番号 ス第25～62号

(オ) 型式承認日 平成25年12月25日

(2) 概要

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能が1種のものより高感度に設定しており、有効散水半径を2.8メートル又は3.25メートルとするものである。

16 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置 (令第37条第10号) 関係①  
(主な特例事項: 構造)

(1) 基準の特例適用品

ア 申請者 能美防災株式会社

イ 種 別 流水検知装置

ウ 型 式 予作動式(湿式調圧式)、開閉型80(10K、縦)

エ 型式番号 流第17～4～1号  
オ 型式承認日 平成24年3月29日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側及び二次側に加圧水又は泡水溶液（以下「加圧水等」という。）を満たした状態にあり、自動火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、スプリンクラーヘッド等の開放とともに加圧水等が二次側へ流出するものである。
- ウ 二次側の圧力を常に所定の圧力に保つ二次側調整機能を有しているものである。

17 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第10号）関係②  
（主な特例事項：構造）

(1) 基準の特例適用品

ア 申請者 能美防災株式会社  
イ 種 別 流水検知装置  
ウ 型 式 湿式（二次圧制御式）K50・60、作動弁型80（10K、縦）  
エ 型式番号 流第19～7～1号  
オ 型式承認日 平成24年6月4日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側及び二次側に加圧水等を満たした状態にあり、二次側を所定の圧力以下に制御することができるものである。

18 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第10号）関係③  
（主な特例事項：構造）

(1) 基準の特例適用品

ア 流水検知装置  
（ア）申請者 株式会社トクシン電気  
（イ）種 別 流水検知装置  
（ウ）型 式 予作動式（負圧湿式）、開放型100（10K、縦）  
（エ）型式番号 流第24～8号  
（オ）型式承認日 平成24年11月13日

イ 流水検知装置

（ア）申請者 ニッタン株式会社  
（イ）種 別 流水検知装置  
（ウ）型 式 予作動式（負圧湿式）、開放型100（10K、縦）  
（エ）型式番号 流第25～2号  
（オ）型式承認日 平成25年5月10日

ウ 流水検知装置

（ア）申請者 ニッタン株式会社  
（イ）種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 予作動式 (負圧湿式)、開放型 80 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第 25～3号

(オ) 型式承認日 平成 25年 5月 10日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令 (昭和 58年 自治省令第 2号) 第 12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 一次側に加圧水等を満たし、二次側に水等を満たし、かつ、負圧 (大気圧より低い圧力) 状態にあり、火災報知設備の感知器その他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

19 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置 (令第 37条 第 10号) 関係④

(主な特例事項: 機能)

(1) 基準の特例適用品

ア 流水検知装置

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (小流量検知型) K 35・50・60、  
自動警報弁型 65 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第 25～4号

(オ) 型式承認日 平成 25年 5月 28日

イ 流水検知装置

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (小流量検知型) K 35・50・60、  
自動警報弁型 80 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第 25～5号

(オ) 型式承認日 平成 25年 5月 28日

ウ 流水検知装置

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (小流量検知型) K 35・50・60、  
自動警報弁型 100 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第 25～6号

(オ) 型式承認日 平成 25年 5月 28日

エ 流水検知装置

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (小流量検知型) K 35・50・60、  
自動警報弁型 125 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第 25～7号

(オ) 型式承認日 平成 25年 5月 28日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令 (昭和 58年 自治省令第 2号) 第 12条の規定

定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 検知流量定数（流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。）35、50及び60に於いて、機能するものである。

## 20 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第10号）関係⑤ （主な特例事項：構造）

### （1）基準の特例適用品

ア 申請者 株式会社立売堀製作所  
イ 種別 流水検知装置  
ウ 型式 予作動式（湿式）、開閉型40（10K、縦）  
エ 型式番号 流第16～11～1号  
オ 型式承認日 平成25年6月28日

### （2）概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。  
イ 一次側及び二次側に加圧水等を満たした状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

消防庁 予防課 担当：風間 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--